**茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務委託契約書**

茨城県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が運営するインターネット上の専用Webサイトにおける甲の施設への入館等に係る券（以下「オンラインチケット」という。）の販売に関する業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第１条　甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者による甲の施設の入館料納付及び地方自治法第243条の２第１項の規定に基づくオンラインチケットの販売及び入館料の徴収並びにこれらに付帯する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、本契約書の各条に定めるもののほか、茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従って委託業務を遂行するものとする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、契約締結の日から令和10年11月30日までとする。

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算におけるこの契約に係る金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

（オンラインチケットの販売等）

第３条　オンラインチケットを販売する施設の名称、券種及び販売額は、別表のとおりとする。

２　オンラインチケットの販売期間及び利用期間は、令和８年２月１日から令和10年11月30日までの間とし、券種ごとの販売期間及び利用期間は、甲乙協議の上、それぞれ決定するものとする。

３　オンラインチケットの販売及び入館料の徴収は、専用Webサイトにおいて、仕様書で指定するクレジットカード又はコード決済を用いた決済サービスにより行い、決済手続き完了をもってオンラインチケットを発券する。

（オンラインチケットの変更及び払戻し）

第４条　オンラインチケットの変更及び払戻しは、原則として行わないものとする。ただし、甲の都合により当該オンラインチケットに係る施設への入館ができなくなった場合及び災害、非常措置、その他甲、乙、オンラインチケットの購入者（以下「購入者」という。）のいずれにも責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、オンラインチケットが利用できない場合であって、甲が購入者に対して払戻しを行う必要があると判断した場合はこの限りではない。

２　前項ただし書きにより払戻しを行う場合の払戻手数料は、甲及び購入者に負担を求めないものとする。

３　不可抗力による払戻しは、オンラインチケットが未使用であり、購入者が利用期間内に問い合わせ窓口に連絡をした場合に限り取扱う。

（オンラインチケットの販売手数料）※仮。契約締結時に条件追記

第５条　甲が乙に支払う委託業務に係る費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、各月の初めから末日までの間において、次の各号により算定した額を合算した額（以下「販売手数料」という。）とする。

（1）有料の券種については、乙が販売したオンラインチケットの使用枚数に第３条第１項に定める販売額を乗じた額（以下「販売額総額」という。）に○％を乗じた額

（2）無料の券種については、乙が販売したオンラインチケットの使用枚数に○円を乗じた額

２　前項の場合において、計算上生じた１円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第６条　乙は、契約保証金として契約金額の100分の10の額を、この契約締結と同時に甲の指示する手続により納付するものとする。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）第138条第２項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除する。

２　前項の契約保証金は、対応する条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（販売実績の報告、精算及び支払）

第７条　乙から甲への精算額は、販売額総額から第５条第１項の販売手数料額を減じた額とする。

２　乙は、各月の初めから末日までの間において販売したオンラインチケットの使用枚数、販売額総額（以下「販売実績」という。）及び前項に定める精算額を、当該月の翌月５日までに受託金徴収計算書（別紙様式、付表）を提出することにより甲に報告しなければならない。

３　甲は、前項の報告の内容に疑義が生じた場合には、報告の日から７日以内に、乙に対して連絡しなければならない。

４　乙は、クレジットカード会社等からオンラインチケットの販売に係る入金があった日において、入金額と販売実績を突合・確認し、事後調定を行う。

５　乙は、第２項により報告した精算額を、その報告した月の末日までに甲の指定する口座に払い込むものとする。ただし、支払日が当該金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日までに払い込むものとする。

（精算額の支払いに係る延滞金）

第８条　乙は、乙の責めに帰すべき事由により、前条第１項に定める精算額を、前条第５項に定める期日までに甲に支払うことができないときは、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年茨城県条例第30号）に基づく延滞金を、甲に支払わなければならない。

（資料の提出）

第９条　甲及び乙は、当事者の一方からこの契約の履行上必要な資料の提出を求められたときは、相互に遅滞なくこれに応ずるものとする。

（責任）

第10条　この契約の履行上生じた損害に対する責任は、その帰属の明確なものについては、その当事者が負うものとし、不明確なものについては、甲及び乙が協議の上、これを定める。

（反社会的勢力の排除）

第11条　甲及び乙（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、相手方が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

３　甲及び乙のうち、前２項の規定によりこの契約を解除した者（以下本項において「解除者」という。）は、それにより相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（反社会的勢力による不当介入があった場合の報告義務）

第12条　甲及び乙は、この契約の履行に当たり、前条に定める反社会的勢力から不当介入を受けた場合は、その旨について、相手方に対する報告を行わなければならない。

（機密保持）

第13条　甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、若しくは経理上の事実、又は甲及び乙の保有する個人情報を含む一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

（帳簿等）

第14条　乙は，委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日の属する会計年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保存するものとする。

（再委託の制限）

第15条　乙は、この契約の履行に当たり、委託事務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（個人情報の保護）

第16条　乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第２項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

（法令遵守等）

第17条　乙は、この契約に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）及びその他関係法令を遵守するとともに、信義に従い誠実に委託業務を履行するものとする。

（契約の解除）

第18条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）甲又は乙が本契約に違反したとき。

（2）甲又は乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと相手方が認めたとき。

（3）甲又は乙が相手方の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。

（4）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（5）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む）。

（6）乙について刑法（明治40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは同第 95 条第１項第１号による刑が確定したとき。

（7）甲又は乙がその他法令等に反したとき。

２　甲又は乙が前項の規定により契約を解除した者（以下、本項において「解除者」という。）は、それにより相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、またかかる解除によって解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（損害賠償責任）

第19条 甲及び乙は、本契約の履行に当たり相手方又は第三者に損害を与えた場合には、相手方又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（名称等の変更）

第20条　甲及び乙は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときには、変更する日の１月前までに、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

（協議事項）

第21条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上、定めることとする。

（変更及び解除）

第22条　この契約は、必要に応じ、甲及び乙が協議してこれを変更し、又は解約することができる。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　茨城県水戸市笠原町９７８番６

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 教育委員会教育長　柳橋　常喜

乙

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | ミュージアムパーク茨城県自然博物館 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 券種の区分  ・販売額 | オンラインチケット | | | 年間  パスポート |
| 本館・野外施設 | | 野外施設  のみ |  |
| 企画展開催時 | 通常時 |
| 一般 | ８５０円  （６９０円） | ６１０円  （５００円） | ２４０円  （１１０円） | １，７７０円  （１，５３０円） |
| 満７０歳  以上 | ４２０円  （３４０円） | ３００円  （２５０円） | １２０円  （５０円） |
| 高校生等 | ５２０円  （３６０円） | ３８０円  （２４０円） | １１０円  （６０円） | １，１８０円  （１，０７０円） |
| 小・中学生 | １７０円  （８０円） | １１０円  （６０円） | ６０円  （３０円） | ３６０円  （２４０円） |

（　）内の数字は、団体又は優待料金

小・中学生：義務教育諸学校の児童及び生徒

高校生：高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生（いずれも18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある者に限る。）

年間パスポート：同一人が１年間に複数回入館できるオンラインチケット

|  |  |
| --- | --- |
|  | イベント等参加券 |
| 一般 | ０円 |

イベント等参加券：博物館で開催する各種イベント、入場制限日の事前予約など特別な　事情に対応するもの。

別記（第16条関係）

特記事項

１　受託者の責務

　　委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

２　個人情報の収集の制限

　　委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

３　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

　　委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

４　複写又は複製の禁止

　　委託業務を処理するにあたって取り扱う個人情報が記載された帳票等は、委託業務の目的を達成するために必要な場合を除き複写し、又は複製しないこと。

５　返還義務

　　委託業務を実施するため委託者から引き渡された個人情報が記録された帳票等がある場合、委託業務の完了後、速やかに委託者に返還すること。

６　個人情報についての事故報告

　　個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。